

土壤汚染対策法 の しくみ





土壤汚染対策法 のしくみ

C O N T E N T S

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | はじめに | 4 |
| 2 | 土壤汚染とは？ | 5 |
| 3 | 土壤汚染のリスク | 7 |
| 4 | 土壤汚染対策法の概要 | 8 |
| 5 | 財政的な支援制度について | 17 |
| 6 | 土壤汚染対策法がよく分かる10の言葉 | 18 |
| 7 | 土壤汚染対策法Q&A | 21 |
| 8 | 関係資料 | 23 |
| 9 | お問い合わせ先 | 24 |

1

はじめに

このパンフレットでは、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の考え方としくみについて説明しています。土壌汚染対策法は、土地の土壌汚染を見つけるための調査や、汚染が見つかったときにその汚染によって私たちの健康に悪い影響が生じないように土壌汚染のある土地の適切な管理の仕方について定めている法律です。

平成14年に土壌汚染対策法が成立してから、世の中で土壌汚染に対する関心は高まり、いろいろな課題が明らかになりました。



そこで、これらの課題の解決に向け、①調査のきっかけを増やす、②健康リスクの考え方を理解してもらう、③汚染土壌をきちんと処理してもらう、ことを目的として、平成21年4月に土壌汚染対策法の改正法が成立し、平成22年4月から改正された法律が施行されています。

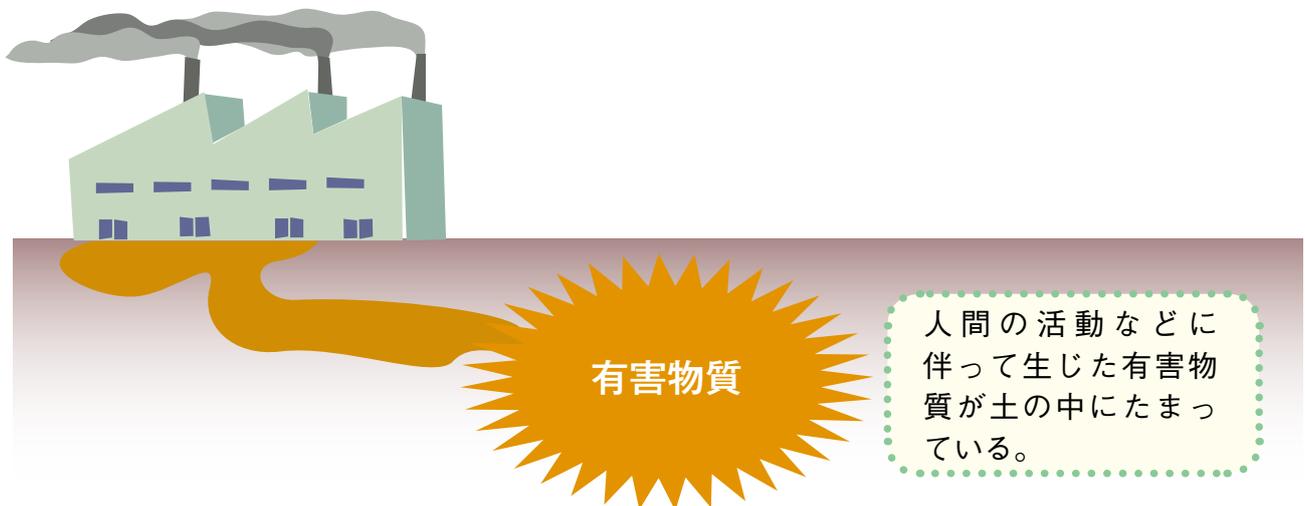


2

土壌汚染とは？

土壌は、水や空気と同じように、私たち人間を含んだ生き物が生きていく上で、なくてはならないものです。土壌は、地中にある生き物が生活する場であり、土壌に含まれる水分や養分が、私たちの口にする農作物を育てます。

土壌汚染とは、こういった働きを持つ土壌が人間にとって有害な物質によって汚染された状態をいいます。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ってしまったたり、有害な物質を含む液体を地下に浸み込ませてしまったりすることなどが考えられます。また、土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。



汚染原因

(件数：複数回答有)

| | 要措置区域 件数 | 形質変更時 要届出区域 件数 | 指定件数 | | VOC (第一種) 不適合 | | 重金属等 (第二種) 不適合 | | 農薬等 (第三種) 不適合 | | 複合汚染 | |
|--|-------------|----------------------|------|---------|---------------------|-------|----------------------|---------|---------------------|-----|------|-------|
| | H25 | H25 | H25 | 累計 | H25 | 累計 | H25 | 累計 | H25 | 累計 | H25 | 累計 |
| ① 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用による汚染と特定又は推定 | 31 | 85 | 116 | (811) | 25 | (178) | 87 | (449) | 0 | (0) | 4 | (95) |
| ② 上記の使用以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定 | 13 | 88 | 101 | (351) | 3 | (19) | 83 | (200) | 0 | (0) | 15 | (49) |
| ③ 周囲の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定 | 0 | 0 | 0 | (3) | 0 | (0) | 0 | (3) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| ④ 埋土・盛土由来と判断 | 1 | 15 | 16 | (80) | 0 | (3) | 16 | (42) | 0 | (0) | 0 | (19) |
| ⑤ 自然由来と判断 | 0 | 30 | 30 | (116) | 0 | (0) | 30 | (81) | 0 | (0) | 0 | (4) |
| ⑥ その他(不明含む) | 29 | 207 | 236 | (857) | 15 | (26) | 195 | (540) | 0 | (0) | 26 | (79) |
| 合計(延べ数) | 74 | 425 | 499 | (2,218) | 43 | (241) | 411 | (1,726) | 0 | (0) | 45 | (246) |
| 回答事例数 | 73 | 407 | 480 | (2,106) | 43 | (236) | 393 | (1,643) | 0 | (0) | 44 | (219) |

(出典)「平成25年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」から

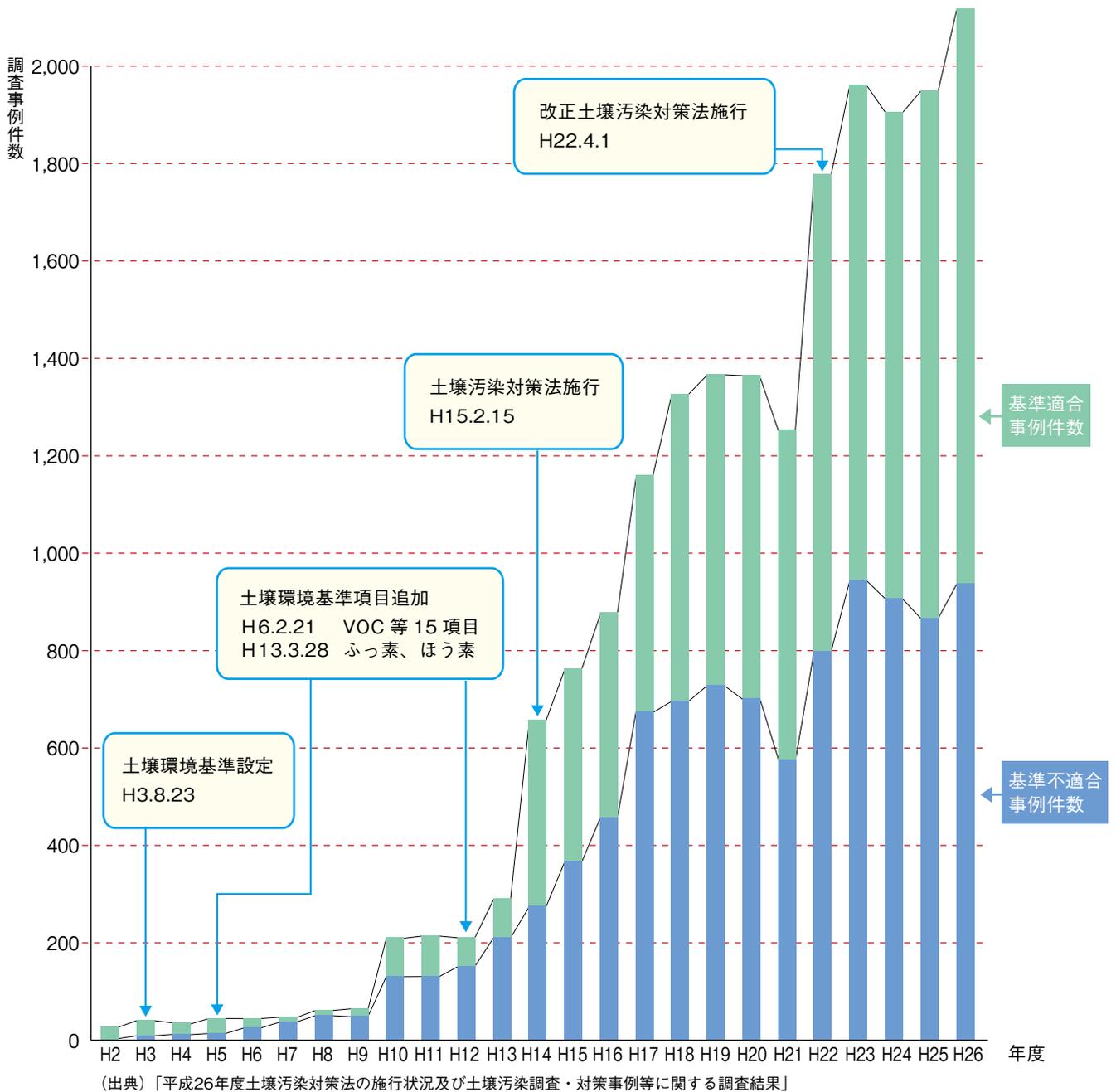
注1) () 内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成25年度末までの累計件数である。

注2) 指定件数の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

2 土壌汚染とは？

また、都道府県等が把握した土壌汚染の調査の件数は年々増えており、土壌汚染が見つかる件数も増えています。

年度別の土壌汚染判明事例件数



3

土壌汚染のリスク

土壌汚染があっても、すぐに私たちの健康に悪い影響があるわけではありません。土壌汚染対策法では、土壌汚染による健康に悪い影響（健康リスク）を以下の2つの場合に分けて考えています。

①地下水等経由の摂取リスク

土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にすることによるリスク

例 土壌汚染が存在する土地の周辺で、地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合。



②直接摂取リスク

有害物質を含む土壌を口や肌などから直接摂取することによるリスク

例 子どもが砂場遊びをしているときに手に付いた土壌を口にする、風で飛び散った土壌が直接口に入ってしまう場合。



土壌汚染対策法は、これらの健康リスクをきちんと管理するために作られました。同法では、①地下水等経由の摂取リスクの観点からすべての特定有害物質について土壌溶出量基準が、②直接摂取リスクの観点から特定有害物質のうち9物質について土壌含有量基準が設定されています（23ページ「⑧関係資料」参照）。

土壌汚染に関する問題とは、土壌汚染が存在すること自体ではなく、土壌に含まれる有害な物質が私たちの体の中に入ってしまう経路（摂取経路）が存在していることです。この経路を遮断するような対策を取れば、有害な物質は私たちの体の中に入ってくることはなく、土壌汚染による健康リスクを減らすことができます。つまり、土壌汚染があったとしても、摂取経路が遮断され、きちんと健康リスクの管理が出来ていれば、私たちの健康に何も問題はありません。

4

土壌汚染対策法の概要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- 一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第4条）
- 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第5条）

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請（法第14条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事等に報告

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

汚染土壌の搬出等に関する規制

- ①②の区域内の土壌の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理の委託義務に違反した場合の措置命令）
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- 汚染土壌の処理業の許可制度、処理基準、改善命令、廃止時の措置義務

区域の指定等

①要措置区域（法第6条）

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染の除去等の措置を都道府県知事等が指示（法第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（法第9条）

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域（法第11条）

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

- 土地の形質の変更時に都道府県知事等に計画の届出が必要（法第12条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置等）
- 改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日から施行

4 土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法の目的は、土壌汚染による人の健康被害を防止することです。この目的を達成するために、同法では、土壌汚染を見つけ(調査のきっかけ及び方法)、公に知らせ(区域の指定及び公示)、健康被害が生じないように形で管理していく(形質変更時及び搬出時の事前届出等)しくみを定めています。

以下、それぞれどのような制度になっているかについて見ていきましょう。



土壌汚染状況調査のきっかけ

土壌汚染対策法においては、次の(1)～(3)の場合に土壌の汚染について調査し、都道府県知事等に対して、その結果を報告する義務が生じます。

(1) 有害物質使用特定施設(※)の使用の廃止時<法第3条>

- 使用が廃止された有害物質使用特定施設の土地の所有者、管理者、又は占有者(以下「所有者等」という)に調査義務が発生します。
- 土地の利用の方法からみて土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがないと都道府県知事等の確認を受けた場合には、調査義務が免除されます(利用の方法が変更され、当該確認が取り消された場合には、再度調査義務が発生します)。

※有害物質使用特定施設…水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、特定有害物質をその施設において、製造し、使用し、又は処理するもの

(2) 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき<法第4条>

- 3,000㎡を越える土地の形質の変更(工事)を行おうとする者には、都道府県知事等に対して、工事に着手する30日前までに届出をする義務が発生します。
- 届出があった土地について、都道府県知事等が土壌汚染のおそれ(※)があると認めるときは、土地の所有者等に、土壌汚染状況調査の実施命令が発出されます。

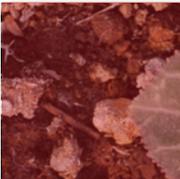
※土壌汚染のおそれ…以下の基準に該当する土地かどうかを、行政が保有している情報により判

断します(規則第26条各号)。

- ①特定有害物質による汚染が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ②特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地
- ⑤その他②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

(3) 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがある^{ある}と都道府県知事等が認めるとき<法第5条>

- 都道府県知事等が健康被害のおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に土壤汚染状況調査の実施命令が発出されます。



自主的な土壤汚染の調査等を 基にした区域指定の申請について

土壤汚染対策法においては、上記(1)から(3)までの義務による調査のほか、自主的に調査した土壤汚染の調査等を基にして、都道府県知事等に次頁の区域の指定を任意に申請することができます(法第14条)。

<申請の条件>

- 公正かつ公定法により実施された調査結果であることが必要です。
- 申請を行おうとする土地に複数の所有者等がいる場合は、その全員の合意を得ていることが必要です。
- 土壤汚染が明らかである場合などにおいて調査を省略して区域の指定を申請することも可能です。



区域の指定について

都道府県知事等は、土壌汚染状況調査の結果報告を受けたとき、報告を受けた土地を、以下のとおり健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という）に指定します。

（１）要措置区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、土壌汚染の摂取経路がある区域です。

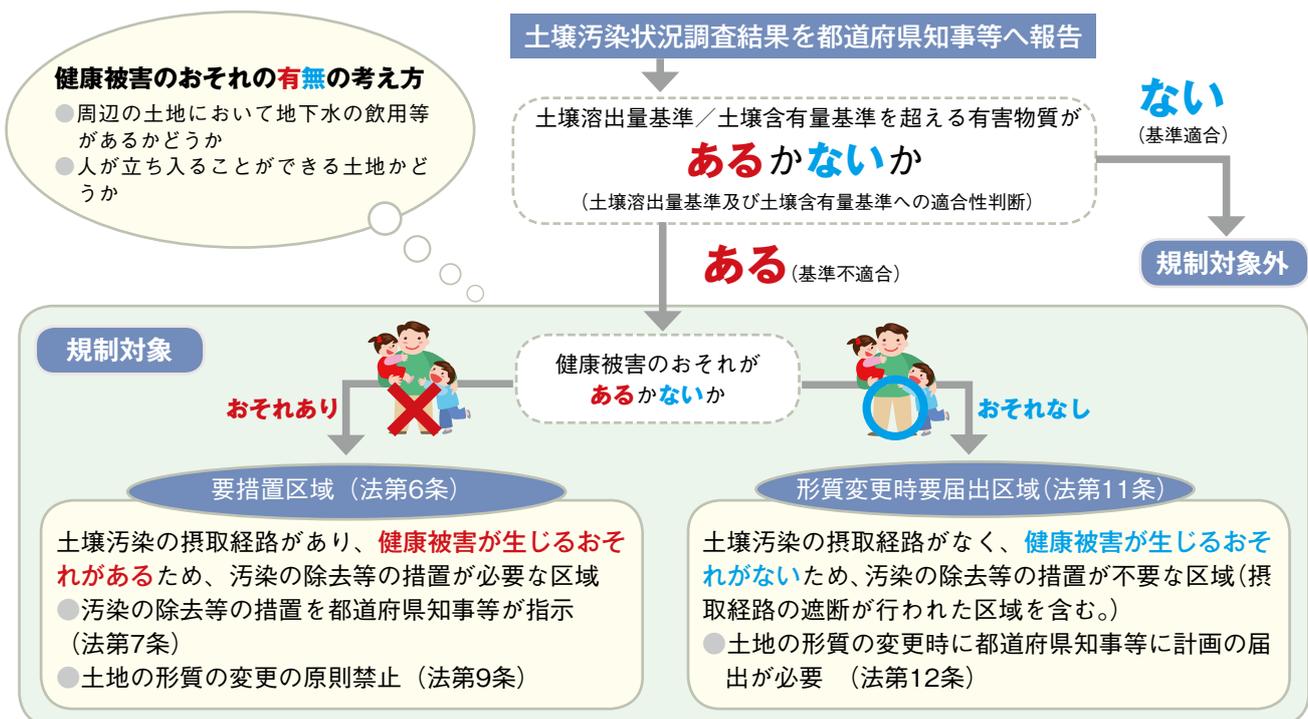
健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要です。

（２）形質変更時要届出区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していませんが、土壌汚染の摂取経路がない区域です。

健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は必要ではありません。

「要措置区域」「形質変更時要届出区域」に指定されるまで





汚染の除去等の措置について

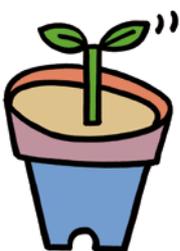
土壤汚染対策法の趣旨の一つは「汚染された土壤を適切に管理していくこと」です。そのため、健康被害のおそれのある要措置区域では、土地の汚染状態と利用の仕方に応じて、地下水の水質の測定、封じ込め^{※1}などの汚染の除去等の措置が指示されることになります。ただし、例外として特別な場合に限り、土壤汚染の除去^{※2}の指示がなされることもあります。

土地の所有者等は、土地の利用目的に応じて指示された措置のほか、指示された措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置を選択することができます。

形質変更時要届出区域では、健康被害の生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置を講ずる必要はありません。

※1 封じ込め・・・土壤汚染の摂取経路を「きれいな土」や「コンクリート等」により物理的に遮断する対策工法（原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壤入れ替え、盛土）

※2 土壤汚染の除去・・・汚染された土壤を浄化や除去する工法





搬出の規制について

要措置区域等内から汚染土壌を搬出する場合には、事前の届出義務があります。このほか、汚染土壌の運搬は、運搬基準の順守と管理票の交付・保存義務があります。

さらに、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならないと定められています。汚染土壌処理業者とは、汚染土壌の処理を業として営む者を言い、営業に当たっては、都道府県知事等の許可が必要です。これは、土壌汚染対策法の改正に伴い、新たに許可制度として設けられたものです。



搬出の届出

要措置区域等内から汚染土壌を搬出する場合は、搬出する汚染土壌の所在を把握しておく必要があります。汚染土壌を搬出する際には、搬出する者は搬出に着手する日の14日前までに、都道府県知事等に対する届出の義務があります（法第16条）。届出書には、汚染土壌を要措置区域等内から搬出する際に、人への健康被害のおそれを生じさせないようにしなければならないという観点から、要措置区域等の所在地や特定有害物質による汚染状態、運搬の方法、汚染土壌を処理する者及びその施設等を記載することになります。

一方、搬出する汚染土壌を再度分析して指定基準に適合していることが確認され、その旨について都道府県知事等の認定を受けている場合は、前述の14日前の届出書の提出は不要になります。



運搬基準

汚染土壌の運搬とは、要措置区域等内の汚染土壌を、当該要措置区域等の境界線を越えるところから汚染土壌処理施設まで移動させる行為すべてが該当します。汚染土壌の運搬においては、自動車・船舶・列車等の車両の両側面に汚染土壌を運搬している旨の表示義務があります。また、運搬には、自動車等に積載している状態のほか、保管施設での一時的保管も該当します。

そもそも、なぜ汚染土壌の運搬基準を定めているのでしょうか。汚染土壌の運搬に伴い、汚染を拡散させるおそれがあるためです。特定有害物質を含まない砂利等の運搬とは違い、汚染土壌を基準に適合しない方法で運搬を行った場合には、罰則規定も設けられています。

管理票

汚染土壌がきちんと運搬され処理されたかどうかを管理することは大事なことです。これは、汚染土壌が運搬途中で不法投棄され、適正に処理されない可能性があるためです。そのため、土壌汚染対策法では、汚染土壌を搬出、運搬、処理する際に、管理票を使用することを定めています（法第20条）。管理票は、汚染土壌を運搬するときや処理するときなどに、期限内に関係者に交付し、又は回付する義務などがあります。なお、管理票については、定まった様式があります（規則第67条第2項の様式第19）。

汚染土壌処理業

汚染土壌処理業とは、都道府県知事等から許可を受けて汚染土壌の処理を行う事業のことです。許可を受けるには、施設と申請者の能力が基準を満たしていることが必要です。また、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に当たって処理の基準を遵守する義務があります（法第22条第3項、第6項）。

そのほか、汚染土壌処理業者が所有する汚染土壌処理施設（浄化等処理施設・セメント製造施設・埋立処理施設・分別等処理施設）に変更が生じた際には、変更の許可又は届出の義務があります。

4 土壤汚染対策法の概要

土壤汚染対策法では、土壤汚染状況調査等を行う機関と土壤汚染対策法に基づく支援業務を行う法人についても定めています。

指定調査機関

土壤汚染対策法に基づく調査は、その結果によってその土地に対する土壤汚染対策の方針が左右されるため、信頼できる調査結果を確保しなければなりません。

そこで、調査を的確に実施することができる者を環境大臣又は都道府県知事が指定し、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査は、その指定を受けた者のみが行うこととされています。この環境大臣又は都道府県知事に指定され、土壤汚染対策法に基づく調査を行う者が指定調査機関です。

各指定調査機関は、的確に調査を行うため、技術管理者（技術上の管理をつかさどる者）を置く必要があります、この者の指導・監督の下、調査を行うこととなります。

平成21年の土壤汚染対策法の改正において、この技術管理者になるための要件として、環境省が実施する技術管理者試験に合格していることが加わりました。これにより、適切な技術・知識を持った者の管理のもと、土壤汚染対策法に基づく調査が実施されることになっています。

指定支援法人

指定支援法人とは、土壤汚染対策法に定める支援業務を適正かつ確実に行うことができると環境大臣から認められ、指定を受けた者のことです。

平成14年12月25日に、財団法人日本環境協会(平成25年4月1日公益財団法人に移行)が指定されました。

指定支援法人の行う支援業務は、次の3つです。

助成金交付業務

汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う都道府県等へ助成金を交付します（助成金の交付には条件があります。詳しくは指定支援法人のホームページをご覧ください。）。

(<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/grant/>)

照会・相談業務

土壤汚染状況調査や汚染の除去等の措置など土壤汚染に関することや、助成金交付についての照会、相談、助言等を行います。(<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/consult/>)

普及・啓発業務

土壤汚染による健康被害について、解説冊子を作成・配布したり、無料セミナーを定期的に行い、国民の理解の増進を図ります。

(<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/>)

これら3つの業務を実施するために、土壤汚染対策基金を設置し、その管理も行っています。

5

財政的な支援制度について

土地所有者等が汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された場合、基準に適合すれば、土壤汚染対策法に定められた基金により都道府県知事等を通じた一定の助成がなされます。

地方公共団体によっては、融資制度を設けているところもあります。詳しくは、お住まいの自治体担当部署（24ページ「⑨お問い合わせ先」）にお尋ねください。

土壤汚染対策基金による助成

汚染原因者が不明・不存在の場合の汚染の除去等の措置への助成を行っています。国からの補助及び産業界等からの出えん（寄附）により基金を造成しており、また、広く一般の方からの寄附も受け付けています。なお、基金の管理は指定支援法人である公益財団法人日本環境協会が行っています。

土壤汚染対策基金からの助成は以下の要件を満たしたときに対象となります。

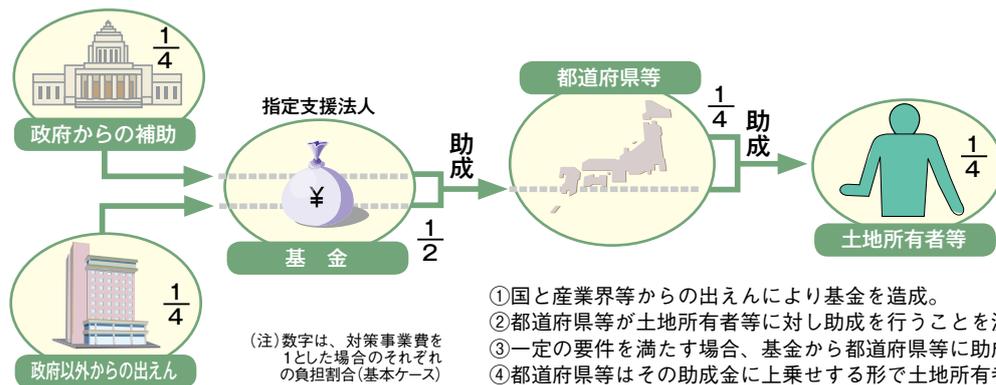
- ◆法に基づく調査を行い、要措置区域に指定され、汚染の除去等の措置を講ずべきことの指示がなされていること
- ◆汚染原因者が不明・不存在であること
- ◆負担能力の基準を満たすこと

平成22年4月から施行された改正法により、法第4条の一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めた時の調査（10ページ参照）や法第14条の自主調査の結果汚染が判明した場合にその調査結果を基に区域指定の申請を行い要措置区域に指定された場合（11ページ参照）も助成金の交付対象となりました。

なお、公益財団法人日本環境協会では助成金の交付を受けたいと考えている方に対する相談窓口を開設しています（24ページ「⑨お問い合わせ先」参照）のでご活用ください。

助成金交付の流れ

【都道府県の助成率が3/4の場合】



- ①国と産業界等からの出えんにより基金を造成。
- ②都道府県等が土地所有者等に対し助成を行うことを決定。
- ③一定の要件を満たす場合、基金から都道府県等に助成金を交付。
- ④都道府県等はその助成金に上乗せする形で土地所有者等に対し助成。

6

土壌汚染対策法がよく分

1 特定有害物質

土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質のことです。鉛や砒素等が土壌汚染対策法施行令で定められています(23ページ「⑧関係資料」参照)。

2 土壌汚染状況調査等

10、11ページで説明したきっかけで行われる下表(1)～(3)の調査を土壌汚染状況調査といいます。その他、下表の(4)の調査を含めて、土壌汚染状況調査等といい、すべて環境大臣又は都道府県知事の指定する調査会社である指定調査機関によって行われなければなりません。

- | |
|--|
| (1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設のある工場又は事業場の敷地で行われる土壌汚染の調査(法第3条第1項) |
| (2) 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合に行われる土壌汚染の調査(法第4条第2項) |
| (3) 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地で行われる土壌汚染の調査(法第5条) |
| (4) 搬出しようとする土壌の調査(法第16条第1項) |

3 指定調査機関

土壌汚染状況調査等を行うために環境大臣又は都道府県知事によって指定された調査機関のことをいいます。指定にあたっては、調査等の業務を適確かつ円滑に進めるのに必要な経済的基盤及び技術的能力を有することや土壌汚染対策法で定める欠格要件に該当しないことが求められます。指定調査機関については、以下の環境省ホームページから地域別などで検索することができます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

4 技術管理者

技術管理者とは、土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者のことです。平成21年4月の土壌汚染対策法の一部改正により、指定調査機関は技術管理者を設置することが必要になりました。技術管理者になるためには、一定の実務経験等と国家試験に合格する必要があります。試験に関する詳細な情報は、以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam.html>

かる10の言葉

5 指示措置と指示措置等

指示措置とは、要措置区域の指定があった場合に、その土地の所有者等（又は汚染原因者）に対して、都道府県知事等が指示する措置のことです。指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるものを併せて指示措置等といいます。

土地の所有者等が汚染原因者に代わって指示措置等を行った場合、その措置等に要した費用を、指示措置に要する費用の限度まで請求することができます。

6 台帳

要措置区域等が指定された場合、都道府県知事等は、それぞれの区域の情報が記載された台帳を作成し、管理することになります（要措置区域と形質変更時要届出区域）。台帳は誰でも閲覧することができます。

都道府県知事等のお問い合わせ先については、24ページ「⑨お問い合わせ先」をご覧ください。

7 汚染土壌

土壌汚染対策法上、汚染土壌とされているのは、要措置区域等内の土地の土壌で、搬出しようとする土壌の調査（法第16条第1項）によって基準に適合した土壌の証明がなされたもの以外を指します。つまり、要措置区域等に指定されていない土地において、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが判明した土地の土壌は、法上の汚染土壌とはされません。しかし、要措置区域等外の土地の土壌も汚染が判明している場合には、法に準じた取扱いをすることが望ましく、搬出時の取扱いなどについては、都道府県知事等にご相談ください。



8 区域の指定の解除

要措置区域等の指定は、それぞれ、区域に指定された際の指定の事由がなくなったときに解除されます。形質変更時要届出区域の指定が解除されるには、基準に適合しない土壌が区域内に存在しなくなる必要があります。汚染の除去等の措置として、土壌汚染の除去を実施した場合に区域の指定が解除されることになります。

9 管理票

汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、運搬又は処理が適正になされたかどうかを後から確認できるよう、管理票の使用及び保存が義務付けられています。

10 汚染土壌処理業

要措置区域等外で、汚染土壌の処理の事業を行う場合は、汚染土壌処理業の許可が必要です。この許可を得ずに汚染土壌の処理を行った場合には、罰則があります。許可を得るためには、基準（汚染土壌処理施設と申請者の能力が汚染土壌の処理を適正に、かつ、継続して行うことができること）に適合する必要があります。詳細は、以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>



7

土壤汚染対策法Q&A

Q1

クリーニング店を閉店しますが、何をすれば良いですか？



A1

まずは、水質汚濁防止法に定める廃止の届出を都道府県知事等へ行う必要があります。また、閉店するクリーニング店において特定有害物質を使用していた場合などは、調査義務が発生します（法第3条1項）。都道府県等又は指定調査機関に相談しましょう。

Q2

土地の形質の変更とはどのような行為のことですか？

A2

土地の形状を変更する行為全般を指します。掘削及び盛土などの行為も含まれます。なお、土地の形質の変更の部分とは掘削部分の面積と盛土部分の面積の合計をいいます。

Q3

土地の形質の変更を行う予定ですが、何をすれば良いですか？

A3

土地の形質の変更の部分の面積が3,000㎡以上である場合は、届出が必要となります（法第4条第1項）。都道府県知事等へ届出を行いましょう。

届出には土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面を添付する必要があります。

ただし、盛土のみの場合、届出は不要です。

Q4

形質変更時要届出区域では、対策を取る必要はないというのは本当ですか？

A4

形質変更時要届出区域は土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがない土地なので、汚染の除去等の措置を行う必要はありません。ただし、土地の形質の変更を行う場合、事前の届出義務等があります。

Q5 指定の申請とは何ですか？書類として何を揃えれば良いですか？

A5 自主的に土壤汚染調査を行って土壤汚染が発見された場合に、その土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定してもらい、都道府県知事等の適切な管理の下におくことを目的とした申請のことです。

指定の申請には

-
- ①所定の申請書
 - ②申請に係る土地の周辺の地図
 - ③申請に係る場所(範囲)を明らかにした図面
 - ④申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
-

が必要となります。

申請に係る土地に申請者以外の土地の所有者等がいる場合は、①～④に加えて

-
- ⑤所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類
-

が必要となります。

Q6 汚染土壌を運搬する事業を行う際にも許可は必要ですか？

A6 不要です。ただし、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者は、搬出に着手する日の14日前までに、都道府県知事等へ届出(法第16条)が必要です。また、要措置区域等外における汚染土壌の運搬については、基準(法第17条)を遵守して行ってください。

Q7 要措置区域等外で見つかった汚染土壌についても、汚染土壌処理施設へ運搬し、処理を委託する義務がありますか？

A7 土壤汚染対策法上、その義務はありませんが、汚染状態及び健康被害の防止の観点からは運搬及び処理に当たっては、法の規定(法第4章)に準じて、適切に取り扱うことが望ましいと言えます。

8

関係資料

◆指定基準（土壌の汚染状態に関する基準別表）

①地下水摂取などによるリスクからは土壌溶出量基準が、②直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準が定められています。土壌溶出量基準については、すべての特定有害物質に設定されていますが、土壌含有量基準については、特定有害物質のうち重金属を中心とする9物質についてのみ定められています。

| 特定有害物質の種類 | | <地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準 | <直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準 |
|---------------------------|---------------------|---|---------------------------|
| 第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物) | 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること | / |
| | 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること | |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.1mg以下であること | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること | |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること | |
| | ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること | |
| | テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること | |
| | トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.03mg以下であること | |
| | ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | |
| | 第二種特定有害物質 (重金属等) | カドミウム及びその化合物 | |
| 六価クロム化合物 | | 検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること | 土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること |
| シアン化合物 | | 検液中にシアンが検出されないこと | 土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること |
| 水銀及びその化合物 | | 検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと | 土壌1kgにつき水銀15mg以下であること |
| セレン及びその化合物 | | 検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること | 土壌1kgにつきセレン150mg以下であること |
| 鉛及びその化合物 | | 検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき鉛150mg以下であること |
| 砒素及びその化合物 | | 検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき砒素150mg以下であること |
| ふっ素及びその化合物 | | 検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること | 土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること |
| ほう素及びその化合物 | | 検液1Lにつきほう素1mg以下であること | 土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること |
| 第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB) | シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること | / |
| | チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること | |
| | チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること | |
| | ポリ塩化ビフェニル(PCB) | 検液中に検出されないこと | |
| | 有機りん化合物 | 検液中に検出されないこと | |

注：平成28年3月24日土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第74号）が公布され、特定有害物質の第一種特定有害物質としてクロロエチレン（土壌溶出量基準：検液1Lにつき0.002mg以下であること）が追加指定されたため、25物質から26物質となります。この施行は平成29年4月1日からであります。同日以降に法第14条に基づく申請を行う場合は、クロロエチレンについても書類を提出する必要があります。



お問い合わせ先

◆環境省水・大気環境局土壌環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL **03-3581-3351** (代表)

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/dojo.html>

◆指定支援法人

公益財団法人 日本環境協会 土壌環境課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9階

TEL **03-5643-6262**

協会ホームページ <http://www.jeas.or.jp/dojo/index.html>

◆47都道府県及び下記の市の土壌汚染担当部局 (本文では「都道府県知事等」と記載)

| | |
|--------|---|
| 北海道・東北 | 札幌市、函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市 |
| 関東 | 水戸市、つくば市、宇都宮市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、さいたま市、川崎市、熊谷市、川口市、所沢市、越谷市、春日部市、草加市、千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市 |
| 中部 | 新潟市、長岡市、上越市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市 |
| 近畿 | 四日市市、大津市、京都市、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、岸和田市、茨木市、寝屋川市、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、奈良市、和歌山市 |
| 中国・四国 | 鳥取市、松江市、岡山市、倉敷市、広島市、福山市、呉市、下関市、徳島市、高松市、松山市、高知市 |
| 九州・沖縄 | 北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 |

上記自治体の各連絡先は、以下の環境省ホームページでご覧頂けます。

(平成28年7月末現在)

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>

ホームページから下記の法・告示等をご覧ください。
環境省 (<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>)
(公財)日本環境協会 (<http://www.jeas.or.jp/dojo/law/list.html>)

◆ 土壌汚染対策法に係る条文 ◆

◆ 土壌汚染対策法に基づく告示 ◆

◆ 土壌汚染対策法の施行通知等 ◆

◆ 土壌汚染対策法の事務連絡等 ◆

◆ 土壌汚染対策法に関する参考資料 ◆



で定める市（特別区を含む）の長が行つこととすることができる。

第八章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十四条第四項、第十六条第四項、第十九条第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第九条の規定に違反した者
- 三 第二十二條第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理を業として行つた者
- 四 第二十三條第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行つた者
- 五 不正の手段により第二十二條第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む）又は第二十三條第一項の変更の許可を受けた者
- 六 第二十六條の規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第五項、第四条第一項、第十二條第一項、第十六條第一項若しくは第二項又は第二十三條第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十七條の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者
- 三 第十八條第一項（同条第二項において準用する場合を含む）又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者
- 四 第二十二條第一項（同条第二項において準用する場合を含む）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第二項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- 五 第二十二條第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- 六 第二十二條第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
- 七 第二十二條第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者
- 八 第二十一條第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- 九 第二十一條第三項の規定に違反して、送付をした者

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
 - 二 第五十條の規定に違反した者
 - 三 第五十四條第一項若しくは第三項から第六項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第六十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條（前条第二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 第六十九条** 第十二條第二項若しくは第三項、第十六條第三項、第二十條第六項又は第四十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条 第三条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十条から第十二条まで及び第十五條の規定の例により行うことができる。

2 第二十二條第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第二項並びに第二十四條第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

第三条 第三条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地については、適用しない。

（政令への委任）

第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

講ずるものとする。

附則（平成二年四月二四日法律第三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間に於いて政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条 この法律による改正後の土壌汚染対策法（以下「新法」という。）第二十二條第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置）

第三条 新法第四條第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過する日以後に土地の形質の変更（同項に規定する土地の形質の変更をいう。附則第八條において同じ。）に着手する者について適用する。

（指定区域の指定に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土壌汚染対策法（以下「旧法」という。）第五條第一項の規定により指定されている土地の区域は、新法第十一條第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更時要届出区域とみなす。

（指定区域台帳に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法第六條第一項の規定による指定区域の台帳は、新法第十五條第一項の規定による形質変更時要届出区域の台帳とみなす。

（措置命令に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした旧法第七條第一項又は第二項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

（汚染の除去等の措置に要した費用の請求に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に旧法第七條第一項の規定による命令を受けた者に係る旧法第八條の規定の適用については、なお従前の例による。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の経過措置）

第八条 施行日以後の日に附則第四条の規定により新法第十二條第二項に規定する形質変更時要届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であつて、施行日前に当該土地の形質の変更について旧法第九條第一項の規定による届出をした者は、新法第十二條第二項の規定による届出をしたものとみなす。

（汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置）

第九条 新法第十六條第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に汚染土壌を当該要措置区域等（同項に規定する要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

（指定調査機関の指定に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三條第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に、新法第三條第一項の届出を受けたものとみなす。

（変更の届出に関する経過措置）

第十一条 新法第三十五條の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条に規定する事項を変更しようとする指定調査機関について適用し、同日前に当該事項を変更しようとする指定調査機関については、なお従前の例による。

（適合命令に関する経過措置）

第十二條 この法律の施行前に旧法第十六條の規定によりした命令は、新法第三十九條の規定によりした命令とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三條 この法律の施行前にした行為及び附則第六條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にその行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十五條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ハ 形質変更時要届出区域域内における土地の形質の變更

三 前号イからハまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(基金)

第四十六条 指定支援法人は、支援業務に関する基金(次条において単に「基金」という。)を設け、同条の規定により交付を受けた補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出せんとされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

(基金への補助金)

第四十七条 政府は、予算の範囲内において、指定支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(事業計画書)

第四十八条 指定支援法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定支援法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十九条 指定支援法人は、支援業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第五十条 指定支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十五条第一号若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に掲げる業務(同条第一号又は第二号に掲げる業務に附帯するものに限る。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令)

第五十一条 環境大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第五十二条 環境大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

(八分)

第五十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第四十四条第一項の指定をしたとき。
- 二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。
- 三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第五十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壌汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立ち入り検査は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行つものとする。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であつた者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であつた者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況

若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第一項又は第三項から前項までの規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第一項又は第三項から第六項までの立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(資料の提出の要求等)

第五十六条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、又はその職員に、都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関し意見を述べることができる。

(環境大臣の指示)

第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 第三条第一項ただし書の確認に関する事務
- 二 第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七條第四項、第十二条第四項、第十八条第四項、第十九条第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務
- 三 第三条第六項の確認の取消しに関する事務
- 四 第五条第二項の調査に関する事務
- 五 第六条第一項の指定に関する事務
- 六 第六条第二項の公示に関する事務
- 七 第六条第四項の指定の解除に関する事務
- 八 第七条第一項の指示に関する事務

九 第七条第五項の指示措置に関する事務

十 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(国の援助)

第五十八条 国は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、土壌汚染状況調査又は要措置区域域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(研究の推進等)

第五十九条 国は、汚染の除去等の措置に関する技術の研究その他土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等)

第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

(経過措置)

第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第六十三条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第六十四条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令

る軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二條第六項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二條第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。
二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二條第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む)又は第二十三條第一項の変更の許可を受けたとき。
(名義貸しの禁止)

第二十六条 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもつて、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五條の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定期間内において汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定期間内において汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に對し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染

の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(環境省令への委任)

第二十八条 この節に定めるもののほか、汚染土壌の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第五章 指定調査機関

(指定の申請)

第二十九条 第三十條第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等を行う者の申請により行う。

(資格条項)

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十條第一項の指定を受けることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第四十二條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
(指定の基準)

第三十一條 環境大臣又は都道府県知事は、第三十條第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
(指定の更新)

第三十二條 第三十條第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

(技術管理者の設置)

第三十三條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの(次条において「技術管理者」という)を選任しなければならない。

2 前二條の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(技術管理者の職務)

第三十四條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。

(変更の届出)

第三十五條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事(以下この章において「環境大臣等」という)に届け出なければならない。

(土壤汚染状況調査等の義務)

第三十六條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査等を行わなければならない。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三十條第一項及び第三十六條第一項の環境省令で定める方法により土壤汚染状況調査等を行わなければならない。

3 環境大臣等は、前二項に規定する場合において、その指定に係る指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に對し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第三十七條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程(次項において「業務規程」という)を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣等に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

(帳簿の備付け等)

第三十八條 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(適合命令)

第三十九條 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が第三十一條各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定調査機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)

第四十條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣等に届け出なければならない。

(指定の失効)

第四十一條 指定調査機関が土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、第三十條第一項の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し)

第四十二條 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十條第一項の指定を取り消すことができる。

一 第三十條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第三十三條、第三十五條、第三十七條第一項又は第三十八條の規定に違反したとき。
三 第三十六條第三項又は第三十九條の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第三十條第一項の指定を受けたとき。
(公示)

第四十三條 環境大臣等は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三十條第一項の指定をしたとき。
二 第三十二條第一項の規定により第三十條第一項の指定が効力を失つたとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。
三 第三十五條(同条の環境省令で定める事項の変更に係るものを除く)又は第四十條の規定による届出を受けたとき。

第八章 指定支援法人

(指定)

第四十四條 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という)を適正かつ確実に行つことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた者(以下「指定支援法人」という)は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(業務)

第四十五條 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。
二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
イ 土壤汚染状況調査
ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置

り、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。
一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合、当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。
（運搬に関する基準）

第十七条 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。
（汚染土壌の処理の委託）

第十八条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であつて当該汚染土壌を自ら処理する場合
二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
三 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であつて当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。
（措置命令）

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌

の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合、当該運搬を行った者
二 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合、当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）
（管理票）

第二十条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合においては、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。
3 汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第一項（前項において準用する場合を含む。）以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該処理を委託された者に管理票を交付した者（以下「汚染土壌の処理を受託した者」という。）は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により交付されたものであるときは、当該交付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。
7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を交付したときを除く。）は、当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。
8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業
（汚染土壌処理業）

第二十二条 汚染土壌の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 汚染土壌処理施設の設置の場所
三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ この法律又はこの法律に基づく処分を違反し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。
7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。
8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行つた汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置けるが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破壊その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
（変更の許可等）

第三十条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

第三十一条 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。
3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定め

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。
に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならぬ。

3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同年以上の効果を生ずると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。

4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

6 前三項の規定によつて講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。

（汚染の除去等の措置に要した費用の請求）

第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。
（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為（適用除外）

第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更時要届出区域

（形質変更時要届出区域の指定等）

第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更時要届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更を着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、

環境省令で定めるもの

二 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対する計画の変更を命ずることができる。（適用除外）

第十三条 第四条第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

（指定の申請）

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるとき

は、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。（台帳）

第十五条 都道府県知事は、要措置区域の台帳及び形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壤の搬出時の措置

（汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令）

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一 当該汚染土壤の特定有害物質による汚染状態

二 当該汚染土壤の体積

三 当該汚染土壤の運搬の方法

四 当該汚染土壤を運搬する者及び当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壤を処理する施設の所在地

六 当該汚染土壤の搬出の着手予定日

七 その他環境省令で定める事項

◆ 土壌汚染対策法 全文

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項第四条第二項及び第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

第二章 土壌汚染状況調査

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査)

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質使用特定有害物質であるものに限り、をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずる

おそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあつては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限り、）の使用の廃止の届出を受けた場合その他の有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日以前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の

形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な緊急措置として行う行為

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によつて汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前条第二項に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該調査等を命ずべき者を確認することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該調査等を命ずべき旨及びその期限までに当該調査等を行わなければならない旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

第三章 区域の指定等

第一節 要措置区域

(要措置区域の指定等)

第六条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去（当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

一 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。

二 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

4 都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第一項の指定に係る区域（以下「要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

(汚染の除去等の措置)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかでない場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位

土壤汚染対策法 の しくみ

環境省・(公財)日本環境協会